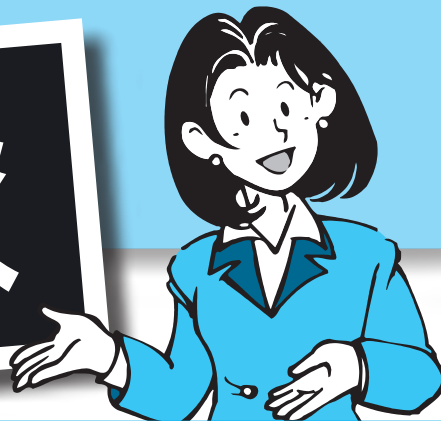


後期高齢者医療 被保険者の人へ



❖「後期高齢者医療被保険者証 (保険証)」の更新のお知らせ

現在お持ちの保険証(水色)の有効期限は、**平成21年7月31日(金)**までとなっております。

新しい保険証(黄色)は**7月中に簡易書留で郵送**いたしますので、平成21年8月1日(土)からは新しい保険証をお使いください。

なお、**現在お持ちの保険証(水色)**は**平成21**

年8月1日(土)以降に、同封の返信用封筒で役場税務住民課へお返しください。

※新しい保険証(黄色)に記載してある一部負担金の割合は、平成21年度の市町村民税の課税所得をもとに判定しています。

❖「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新のお知らせ

既に「限度額適用・標準負担額減額認定証」(水色)をお持ちの人は、**平成21年7月31日(金)**で期限が切れます。**平成21年度の市町村民税の課税状況をもとにして、世帯の全員が市町村民税非課税の人**で「限度額適用・標準負担額減額認定証」(水色)をお持ちの人は、平成21年8月1日(土)から引き続き更新と

なり、「限度額適用・標準負担額減額認定証」(黄色)を本庁税務住民課から保険証といっしょに簡易書留で郵送します。

また、入院中(予定)の人でまだ「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちでない人は、下記担当課に相談してください。

❖平成21年度の保険料が決定しました。

平成21年度の正式な保険料額が決定しましたので、**7月中旬**に保険料額決定通知書等を送付いたします。
また、所得の低い人は、均等割額が9割、8.5割、5割、2割軽減があります。

新規に後期高齢者医療制度に加入された人につきましては、これまで加入されていた保険の種類、加入時期などによって、保険料のお支払方法やお支払時期が違いますのでご注意ください。

問い合わせ先 本庁 税務住民課 国保年金係(内線514)/総合支所 税務住民課 住民係(内線752)

7月は障害基礎年金の 現況届提出月です。

対 象 者

障害基礎年金の受給者の中で下記に該当される人

●20歳前に初診日のある障害により年金を受けている人

(年金証書の年金コード上2桁が63の人) 例:年金コード「6350」

●旧国民年金法による障害福祉年金からの移行(裁定替え)により年金を受けている人

(年金証書の年金コード上2桁が26の人) 例:年金コード「2650」

○対象となる人には、年金裁定センターから7月上旬に「現況届」が送付されますので、必要事項を記入し、**7月末日までに役場の税務住民課窓口へ提出してください。**

○なお、現況届に併せて診断書を提出しなければならない場合には、現況届欄のある診断書が送られてきますので、医師に記入してもらい期限までに提出してください。

○上記の年金を受け始めてから1年以内の人、年金が全額支給停止となっている人、及び障害基礎年金の額が障害の程度が変わったことにより改定されてから1年以内の人は、現況届を提出する必要がありませんので現況届は送付されません。

○ご自分で記入できないため、親族等代理の人が記入される場合は、受給権者の欄及び加給年金額対象者の欄をもれなく記入の上、「代理人署名欄」に代筆者の氏名・住所を記入してください。

※住民基本台帳ネットワークにより現況が確認された人についても「所得状況届」が送付されますので、同様に提出が必要です。



問い合わせ先 本庁 税務住民課 国保年金係(内線519)／総合支所 税務住民課 住民係(内線751)